

ID: 29

担当部署: 町民環境課

処分の概要	郵送料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町手数料条例 第7条		
例規番号	平成12年条例第5号		
<b>【基準】</b> 第7条の規定による。 (郵送料の負担) 第7条 戸籍の謄本、抄本、証明書その他の書類について送付を求める場合は、その手数料のほかに郵送料を負担しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日